

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	5-2
処分の種類	学校法人の解散命令			
根拠法令条例等・条項	私立学校法第62条第1項			
処分の概要	<p>学校法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合、他の方法では監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対し、解散を命ずること。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】私立学校法第62条第1項 (解散命令) 第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			